

平成 29(2017)年度～令和 8(2026)年度
諏訪市公共施設等総合管理計画 経過報告(令和 8 年 3 月)

【はじめに】

諏訪市では、公共施設の老朽化と少子高齢化・人口減少などの情勢に対応するため、平成 29 年度より「公共施設等総合管理計画」に基づく取り組みを進めています。計画の内容は「諏訪市公共施設等総合管理計画(概要版)」をご参照ください。

【計画の進め方】

個々の施設に係る「個別施設計画」を策定し、中長期的な具体的方策を決めて進めています。

以下のような 6 パターンを基本として、施設ごとの対策を進めています。

維持	点検、修繕、改修等を行いながら、施設を使用していくこと。
建替え	施設を建て替えて、同一用途の施設として使用していくこと。
集約化	既存で同種の公共施設を統合し、その施設を一体の施設として整備すること。
機能転換	既存の公共施設を改修し、他の施設として利用すること。
廃止	施設を解体すること。
検討中	他の計画によって、今後の方向性が定まらないもの。

各施設の方針は、利用者の皆様をはじめ市民の皆様にご説明、公表しながら進めています。

個別施設計画 進捗状況 令和8年3月時点		
市民文化系施設		
○ 市民文化系施設の今後の方向性		
・ 諏訪市公民館及び別館(旧働く婦人の家・勤労青少年ホーム)については、建物の再編に向けた計画を具体化していく。 ・ 四条例館については、地域住民の生涯学習の拠点であり災害時の避難所でもあるため、屋根・外壁等の修繕を計画的に順次実施することにより長寿命化を図るとともに、トイレの多目的化や冷暖房機器の設置により利便性を向上させる工事を進める。 ・ 諏訪市文化センターについては、耐震診断結果、保存活用計画に沿った改修工事を実施することにより長寿命化を図るとともに、耐震性及び利便性を向上させる工事を進め、改修後は施設の維持に努める。 ・ すわっチャオについては、施設の維持に努める。		
施設名	今後の方向性	基本的な考え方と進捗状況
諏訪市公民館	集約化	公民館機能を他施設に集約し、解体する。
豊田公民館	維持	点検、改修等を計画的に行い、維持管理する。
四賀公民館	維持	点検、改修等を計画的に行い、維持管理する。
中洲公民館	維持	点検、改修等を計画的に行い、維持管理する。
湖南公民館	維持	点検、改修等を計画的に行い、維持管理する。
諏訪市文化センター	維持	R7より改修工事を行い、耐震補強とともに機能向上を図る。
公民館別館(旧 働く婦人の家・旧 勤労青少年ホーム)	集約化	H30年に公民館へ転換。機能を他施設に集約化し、解体する。
駅前交流テラスすわっチャオ	維持	R元年取得。定期的な点検を行っていく。
旧守衛室	機能転換(完了)	R3年に社会福祉課へ移管、赤十字奉仕団資材倉庫に転換。

【数値目標に対する実績】

必要なサービスを維持しつつ施設総量の最適化を進める観点から、計画策定段階で諏訪市が保有していた 278 施設・延床面積 23 万㎡の公共施設について、総延床面積を 10%以上削減するという数値目標を立てて進めてきました。現時点での状況と今後の見通しは以下の通りです。

時点	施設数	総延床面積	縮減面積(累計)	縮減率
平成 29 年 1 月 計画策定時	278 施設	約 230,000 ㎡		
令和 7 年度末まで	248 施設	約 212,000 ㎡	約 18,000 ㎡	約 7.9%
令和 8 年度末まで ※目標年度(見込)	245 施設	約 196,000 ㎡	約 34,000 ㎡	約 15.0%

施設の延床面積の増減に関わる主な取組は以下の通りです。 ※面積が特に大きい施設を抽出

更新または新設した施設	水戸代団地、駅前交流テラスすわっチャオ
廃止(解体)した施設	ふれあい高島、新川団地、市民会館前駐車場、清掃センター、旧湖南保育園、老人福祉センター、旧諏訪職業訓練校
令和 8 年度末までに 廃止(解体)を予定する施設	旧東洋バルブ諏訪工場建屋、旧城北小学校、武道館
令和 9 年度末までに 廃止(解体)を予定する施設	旧蓼科保養学園ほか

維持する施設には民間活力を取り入れ、管理運営を最適化する手法を積極的に導入しています。

- ・公設市場卸売市場 →公設市場を廃止し、R7.4 月より民営市場へ移行
- ・霧ヶ峰キャンプ場及び霧ヶ峰スキー場(リフト) →R8.4 月より指定管理者による運営へ移行予定

【これからの取り組み】

- 次世代に大きな負担を残さず、安全かつ利便性の高い公共サービスの提供を維持することを目指し、資産総量の更なる最適化と適切な受益者負担についての検討を進めます。
- 特に、施設使用料における受益者負担については、市民生活への影響が大きい課題です。社会の情勢変化に的確に対応するとともに、公平性を確保できる基本方針を定めて進めていきます。
- 令和 8 年度を以って計画期限となりますが、取組を継続するための指針を明らかにするため、令和 9 年度以降の計画策定(更新)が必要となります。公共施設に係る取組は市政全体としても大きな政策課題のひとつであることから、最上位計画である諏訪市総合計画と連動させて 1 年延長し、第七次総合計画と連携した計画策定を目指します。